

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社コープラス

第1 求人

- 1 弊社は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。但し、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来社できないときは、郵便・電話・ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容・賃金・労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。但し、紹介の実施について緊急の必要があり、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求職

- 1 弊社は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。但し、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、電子メール、又は本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。

第3 紹介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者の方に紹介において従事することとなる業務の内容・賃金・労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示します。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する場合には、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
- 5 弊社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をいたしません。
- 6 就職が決定しましたら求人者から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 弊社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

<苦情処理窓口>職業紹介責任者 宛 東京都千代田区九段北1-1-7 TEL: 03-5356-7007

- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から弊社に対して、その報告をしてください。
同様に紹介されたにも関わらず、雇用関係が成立しなかったときにも報告してください。
また本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）した場合、求人者から弊社に対して報告してください。
- 3 弊社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 弊社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理・面接・指導・紹介等の業務について、人種・国籍・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 弊社の取扱職種の範囲等は、全職種・国内です。
- 6 弊社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。弊社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不明の点は弊社担当に詳しくおたずねください。